

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ペッパーフードサービスと称し、英文では、PEPPER FOOD SERVICE CO.,LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. フランチャイズシステムによる飲食店の経営
2. 直営ステーキレストランの経営
3. レストランの調理及び提供システムの開発及び開業指導
4. 加工食品の販売
5. 調味料等の製造及び販売
6. 酒類の販売業
7. 厨房設備機器、厨房機器及び食堂什器の販売、リース、レンタル
8. 食器類の開発、製造、販売、リース、レンタル
9. 飲食店舗の設計施工
10. 衛生用品、マット類の販売
11. ユニホーム類の販売
12. 事務用機器、事務用品類及び通信機器類の販売
13. 販売促進用のメニュー・折り込みチラシの販売
14. 飲食店開業に伴う教育と研修
15. エリアフランチャイザー（地域本部）の募集と提携
16. 日本料理店の経営
17. 西洋料理店の経営
18. 中華料理店、その他の東洋料理店の経営
19. 前各号に関するコンサルティング業務
20. 損害保険代理店業
21. 労働者派遣事業
22. 有料職業紹介業
23. 知的財産権（工業所有権、特許権、著作権、商品化権、商標権、意匠権、出版権等）の取得、実施、使用、利用許諾、維持、管理、仲介並びにノウハウの提供及び売買
24. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都墨田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、70,800,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元株未満株式についての権利)

第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができな

い。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。

(株式取扱規程)

第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第22条 取締役会を招集するときは、会日から3日前までに各取締役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合には、取締役会の決議の目的である事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 当社の取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（重要な業務執行の決定の委任）

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役の報酬等）

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（相談役及び顧問）

第30条 取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。

（取締役の責任免除）

第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第32条 当社は監査等委員会を置く。

（常勤の監査等委員）

第33条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集手続）

第34条 監査等委員会を招集するときは、会日の3日前までに各監査等委員に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規程）

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

（会計監査人の設置）

第38条 当社は会計監査人を置く。

（会計監査人の選任）

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- 3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第40期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。